

自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機・転倒防止器具・放熱余地が収まる大きさの自動販売機とする。なお、使用済み容器の回収ボックスも併せて貸付面積内に収めること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、「エネルギー使用の合理化に関する法律」（省エネ法）及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売協会）を遵守し、省エネルギー対応等の環境負荷を低減した機種とすること。

(3) デザイン等

自動販売機のデザイン、外観色等は、設置場所の景観に配慮すること。

(4) 販売品目

別紙「貸付の対象となる施設」中の販売品目欄で指定する品目とする。

2 遵守事項

(1) 安全対策

- ① 転倒防止については「自動販売機の据付基準」（JIS 規格） 及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守するとともに関係機関への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続等を行うものとする。

(2) 使用済み容器の回収

- ① 回収ボックスは、原則として自動販売機 1 台につき、容器の材質ごとにひとつ設置すること。
- ② 回収ボックスの規格
 - ア 回収ボックスの素材はプラスチック製又は金属製とする。
 - イ 回収頻度を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積を確保したものとする。
 - ウ 使用済み容器の投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状とするか、そのための仕組みがあるものとする。
- ③ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）等の関係法令に基づき、適切に処理すること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置事業者は商品の補充、賞味期限の確認、売上金回収及び釣り銭補充などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- ② 設置事業者は、自動販売機に故障時等の連絡先を明記するとともに、故障、問い合わせ及び苦情等について、責任をもって対応すること。